（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）

11　「３　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「４　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。）。

13　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。